

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料一覧

平成27年4月1日施行
 平成28年10月1日改正
 令和6年4月1日改正

区 分	新規指定申請	更新申請（6年毎）
①居宅サービス	1件につき30,000円	1件につき10,000円
②地域密着型サービス		
③居宅介護支援		
④介護予防サービス		
⑤地域密着型介護予防サービス		
⑥介護予防支援		
⑦総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業）		
①居宅サービスと④介護予防サービス又は⑦総合事業を同時に申請する場合	2件合わせて35,000円	2件合わせて10,000円
②地域密着型サービスと⑤地域密着型介護予防サービス又は⑦総合事業を同時に申請する場合		
①居宅サービスと④介護予防サービス又は⑦総合事業との一体的な運営を行うため、これらの事業のうち1つの事業の更新申請と同時に他の事業を廃止し、新規指定申請する場合	2件合わせて10,000円	
②地域密着型サービスと⑤地域密着型介護予防サービス又は⑦総合事業との一体的な運営を行うため、これらの事業のうち1つの事業の更新申請と同時に他の事業を廃止し、新規指定申請する場合		
③居宅介護支援と⑥介護予防支援との一体的な運営を行うため、居宅介護支援の更新申請と同時に介護予防支援を廃止し、新規指定申請する場合		